

企業の新設・増設・移設を支援します！

【奨励内容】

1 事業所新設等奨励金

固定資産税相当額を操業後3年度分交付
(新エネルギーに係る環境関連企業並びに本社機能の移転については5年度分交付)

2 雇用促進奨励金

雇用開始後1年経過時点での市民の新規雇用常用従業員1人当たり正規雇用の場合50万円、非正規雇用の場合20万円を1回交付(限度額3千万円)
さらに2年間(計3年)継続雇用した場合正規雇用に限り1人当たり20万円を1回交付(限度額2千万円)

3 従業員転入促進奨励金

市内へ転入した正社員1人当たり10万円を1回交付(限度額1千万円)

4 太陽光発電設備設置奨励金(出力10kW以上)

出力1kW当たり35万円を1回交付(限度額5百万円)

5 太陽熱温水器設置奨励金(集熱面積15㎡以上)

集熱面積1㎡当たり15万円を1回交付(限度額5百万円)

6 雨水利用設備設置奨励金(貯留量5㎡以上)

貯留量1㎡当たり5万円を1回交付(限度額5百万円)

7 緑化推進奨励金(緑地面積200㎡以上:法令等の要件を超えた部分)

緑地の設置に要した費用の額の2分の1を1回交付(限度額1千万円)

8 埋蔵文化財発掘調査奨励金

発掘調査に要した費用の額の2分の1を1回交付(限度額1千万円)

9 従業員転入奨励金

市内へ転入した正社員の方に対して20万円(金券)を1回交付



【奨励金を受けることのできる対象業種】

統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める以下の産業。

- 建設業 ○製造業 ○情報通信業 ○運輸業、郵便業 ○卸売業、小売業
- サービス業(自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。))、

建設・鉱山機械整備業、電気機械器具修理業及びコールセンター業)

(小売業については、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域内及び中心市街地を除き、物品等を保管することを目的とする事業所に限る。)

○農業、林業

(農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)第 98 条第 1 項第 7 号に規定する施設園芸を行うものに限る。)

○宿泊業、飲食サービス業

(旅館、ホテルに限り、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 4 号に掲げる営業を営むものを除く。)

○医療、福祉

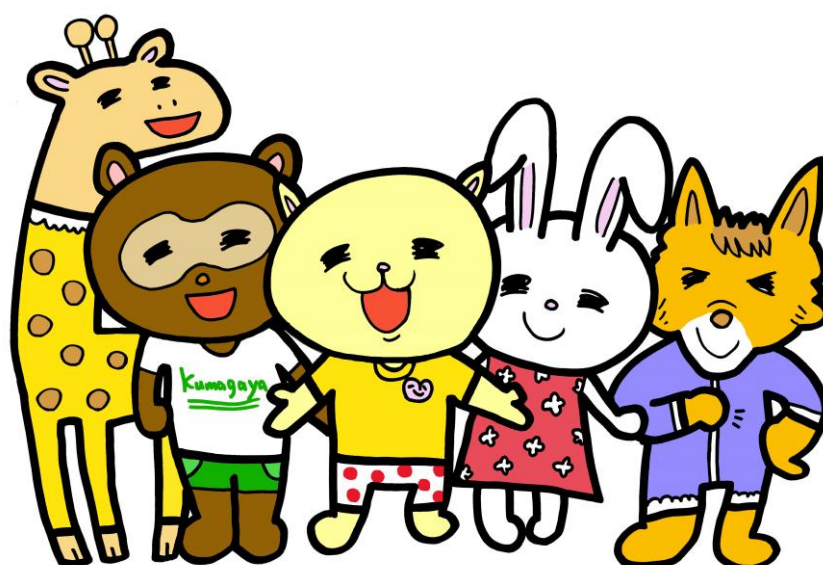
(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の5第 1 項に規定する病院又は 10 人以上の患者を入院させるための施設を有する同条第 2 項に規定する診療所に限る。)

【奨励金交付の要件等】 次の 1~3 のすべての要件を満たすことが必要です。

- 1 平成 23 年 4 月 1 日以降に事業を開始する事業所に係る土地や建物を取得又は賃借すること
- 2 取得の場合は(1)、(2)、(4)、賃借の場合は(2)、(3)、(4)のいずれかを満たすこと
 - (1) 投下固定資産の合計額が 5 千万円以上であること
(その区域が中心市街地である場合にあっては、3 千万円以上)
 - (2) 事業所の敷地面積が 2 千㎡以上又は床面積が 1 千㎡(その区域が中心市街地である場合にあっては、100 ㎡)以上であること
 - (3) 新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計額が1月当たり 20 万円以上であること
(その区域が中心市街地である場合に限る)
 - (4) コールセンターであって、常用従業員が 50 人以上の規模であること
- 3 製造業の事業所については、市と公害の防止に関する協定を締結していること

【手続きについて】

事業所の事業開始の日の翌日から起算して 30 日以内に指定事業者の申請を行ってください。



©熊谷市